

公益社団法人日本口腔インプラント学会 医療安全管理委員会規程

令和2年12月6日制定

(設置)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第22条の規定に基づき、医療安全管理委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第5条に規定する医療安全管理にかかわる業務を行う。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員6名以内をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。

3 委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。

3 委員は、この規程の第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により新たに選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 本委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。

3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

4 本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 医療安全管理についての活動及び研究に関する事項

(2) 医療事故の分析及び再発防止策に関する事項

(3) 医療安全管理のための啓発、教育研修、広報及び出版に関する事項

(4) その他、理事会から諮問された事項

(業務)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全管理についての活動及び研究に関すること
- (2) 医療事故の分析及び再発防止策の検討並びに委員会によって立案された防止対策及び改善策の実施状況の調査及び見直しに関すること
- (3) 医療安全管理のための啓発、教育研修、広報及び出版に関すること
- (4) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と連携して医薬品・医療機器のリジストリ等情報収集及び情報交換に関すること
- (5) その他、理事会から諮問された業務
(分科会、部会等の設置)

第9条 委員会の下に、専門的な事項等を審議するために、ワーキンググループまたは部会等（以下「分科会」という。）を置くことができる。

2 分科会の委員及び運営に必要な事項は、委員会の決議により委員長が別に定める。

(細則)

第10条 この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1. この規程は、規程成立の日、令和2年12月6日をもって施行する。